

## 各施設の基準

特定外来生物を飼育する場合、以下の施設基準を満たしている必要があります。図や写真を準備する際には、以下の基準を満たしていることがわかるように説明をお願いします。

※特定外来生物の種類によっては一部の基準が適用除外となります。詳細は「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号）又は「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年 5 月環境省告示第 42 号）を参照ください。

### おり型施設等

→「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 土地その他の不動産に固定されているものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。
- ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- ホ ニの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
- ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
- ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

### 擁壁式施設等

→「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。
- ハ 柵式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するための返し、

- 電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。
- ニ 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は間隔の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
  - ホ 地面に擁壁、柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
  - ヘ 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。
  - ト 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
  - チ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
  - リ トの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
  - ヌ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
  - ル 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

### **水槽型施設等**

- 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 土地その他の不動産に固定されているものであること。ただし、野外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
  - ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
  - ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、条鰭亜綱に属する特定外来生物に係る施設であって、水槽の壁面が十分な高さを有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合は、この限りでない。
  - ニ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
  - ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。
  - ヘ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

### **人工池沼型施設等**

- 「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に

近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。

- ロ 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
- ハ 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
- ニ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
- ホ 特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有すること、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
- ヘ 施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
- ト 施設の内部及びその周辺に、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
- チ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

### **網いけす型施設**

→「網いけす型施設」とは、網を使用したいけす型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
- ロ いけすの網の目は、飼養等をする特定外来生物が逸出することが不可能な大きさとする。
- ハ いけすの周囲に逸出防止のため、特定外来生物が通り抜けることのできない柵、網等による二重囲いが設けられていること。ただし、いけすの全面の網が嚴重に固定され逸出可能な開口部が存在しない場合は、この限りでない。
- ニ 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の特定外来生物が容易に施設の外部に流出するおそれのないこと。
- ホ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

### **屋内栽培施設**

→「屋内栽培施設」とは、屋内において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に立ち入ることができないよう、施錠設備の設置等の立入防止の措置が講じられていること。
- ロ 振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ハ 飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。
- ニ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

## **ほ場型施設**

- 「ほ場型施設」とは、屋外において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。
  - ロ 飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。
  - ハ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

## **移動用施設**

- 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
  - ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
  - ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
  - ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。
  - ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあつては、この限りでない。